

普通財産の減額譲渡、無償貸付等取扱要綱

平成18年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年防府市条例第48号。以下「条例」という。）第3条第1号の規定による普通財産の減額譲渡並びに第4条の規定による普通財産の無償貸付及び減額貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(減額譲渡)

第2条 条例第3条第1号の規定により普通財産を減額譲渡するときは、その性質及び目的に応じ公平を失しないように留意し、当該普通財産の価額の30%の割合を超えない範囲内で減額することができる。

2 市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前項の割合を超えて減額した価額で譲渡することができる。

(無償貸付又は減額貸付)

第3条 条例第4条の規定により普通財産を減額貸付し、又は無償貸付するときは、その性質及び目的に応じ公平を失しないように留意し、同条第1号の規定に基づく長期貸付（貸付期間が1年を超えるものをいう。）の場合にあつては40%の範囲内において減額した価額で、同条第1号の規定に基づく短期貸付（貸付期間が1年以内のものをいう。）及び同条第2号の規定に基づく貸付の場合にあつては無償で、普通財産を貸し付けることができる。

2 市長は、前項に規定する長期貸付の場合において、公益上その他特別な理由があると認めるときは、当該割合を超えて、減額した価額又は無償で貸し付けることができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、普通財産の減額譲渡、無償貸付等について必要な事項は、市長の決裁を受けなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 普通財産の譲与又は減額譲渡取扱要綱は廃止する。